



## 都市計画の決定の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年4月5日

佐野市長 岡部正英

### 1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画土地区画整理事業 駅南公園西土地区画整理事業

### 2 都市計画を定める土地の区域

佐野市高砂町及び若松町の各一部

### 3 縦覧場所

佐野市都市建設部都市計画課

### 4 縦覧期間

平成30年4月5日から同月19日まで